

名古屋市告示第600号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の再開

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり再開の届出がありました。

令和 7年12月16日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	再 開 年 月 日
山手通内科クリニ ック	名古屋市昭和区山手通 5丁目23番地	令和 7年 7月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	再 開 年 月 日
神野歯科医院	名古屋市港区正徳町 6丁目 4番地	令和 7年 9月 2日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課